

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

## 第3回 基準法システムWG 議事次第

- 1 日 時 平成24年2月15日(水) 13:30~16:30
- 2 場 所 建築行政情報センター第2会議室
- 3 次 第
  - (1) 前回議事録の確認
  - (2) 台帳システムの改善状況について
  - (3) 配信システムの試行運用について
  - (4) EXCELファイルによる通知・報告送受について
  - (5) 利用料改訂方針について
  - (6) その他
- 4 配付資料
  - 【資料1-1】企画改善部会 部会員名簿
  - 【資料1-2】第2回基準法システムWG議事録
  - 【資料2】台帳システムの改善状況
    - 【参考】支援システム運用基金の使途に係るアンケートの集計結果及び日本建築行政会議との協議結果について
  - 【資料3】通知・報告配信システム試行運用の経過
    - 【参考】通知・報告配信システム試行運用の方法とスケジュール
  - 【資料4】EXCELデータの台帳システム取込みについて
    - 【参考】EXCELデータ取込み機能に関する打合せ(メモ)
  - 【資料5】利用料の概要と改訂方針について
  - 【資料6】今後のスケジュール



# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

資料1-1

平成24年1月1日

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 兵庫県	基幹法システムWG座長 部長	橋 正樹	県土整備部住宅建築局建築指導課 指導係主査	078-341-7711 内 4718	kenchikushi.douka@pref.hyogo.lg.jp
2 山形県	基幹法システムWG	鈴木 淳一	県土整備部建築住宅課 構造審査主査	023-630-2636	suzuki.jumi@pref.yamagata.jp
3 茨城県	基幹法システムWG	小沼 紀男	土木部都市局建築指導課 課長補佐	029-301-4727	n.onuma@pref.ibaraki.lg.jp
4 栃木県	士法システムWG	石原 寿彦	県土整備部建築課 技師	028-623-2514	ken-sidohan@pref.tochigi.lg.jp
5 島根県	基幹法システムWG	松田 啓	土木部建築住宅課 主任	0852-22-6583	matsuda-kei@pref.shimane.lg.jp
6 日本ERI (株)	基幹法システムWG	此川 和夫 <small>こしかわ</small>	経営企画部 部長	03-3796-0223	k_konokawa@j-eri.jp
7 ビューローベリタスジャパン (株)	基幹法システムWG	堀口 智可	建築認証事業本部経営企画部 チーフテクニカルアシエイト	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com
8 (社) 日本建築士会連合会	士法システムWG	手島 清乃	建築士登録部	03-6436-1401	touroku@kenchikushikai.or.jp
9 (社) 東京都建築士事務所協会	士法システムWG	西野 貴久	登録センター 登録担当	03-5339-3337	jimu13@taaf.or.jp
10 (社) 東京建築士会	士法システムWG	小川 和久	事務局	03-3536-7711	ogawa@tokyokenchikushikai.or.jp

国土交通省	士法システムWG	遠山 明	住宅局建築指導課 課長補佐	03-5253-8111 (代)	tooyama-a2mv@mlit.go.jp
	士法システムWG	恵崎 孝之	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	ezaki-t2xc@mlit.go.jp
	士法システムWG	篠崎 昌基	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513	shinozaki-m8815@mlit.go.jp
	士法システムWG	相葉 正啓	住宅局建築指導課	03-5253-8513	aiba-m8310@mlit.go.jp

(一財) 建築行政情報センター	事務局 (基幹法システムWG)	坂田 英督	システム部長	e-sakata@icba.or.jp	企画課長	kubo@icba.or.jp	
	事務局 (士法システムWG)	鳥居寿美男	システム部長代理	torii@icba.or.jp	久保 博史		
		大谷 勝	事業部長	ootani@icba.or.jp	川口 律子	事業課	kawaguchi@icba.or.jp
		金谷 勇治	事業課長	kanaya_y@icba.or.jp	佐藤 望	システム管理課	n-sato@icba.or.jp
		小池 政司	システム管理課主任	koike@icba.or.jp			

■メールリングリスト：基幹法システムWG db-ki.junhou@ml.icba.or.jp / 士法システムWG db-sihou@ml.icba.or.jp

## 第 2 回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録 (案)

日 時 平成 23 年 9 月 2 1 日 (水) 13:30~16:00

場 所 I C B A 4 F 会議室 (2)

## 資 料

- 【資料 1】 企画改善部会 部会員名簿
- 【資料 2】 第 1 回基準法システムWG 議事録
- 【資料 3】 検討結果中間報告 (作成中)
- 【資料 4】 台帳システムの改善要望
- 【資料 5-1】 配信システム試行運用予定
- 【資料 5-2】 試行運用後のイメージ
- 【参考】 支援システム運用基金の使途に関するアンケート

## 出席者 (敬称略)

座 長 兵庫県：橋 正樹  
 茨城県：小沼 紀男 (代理 山口 郁恵)  
 島根県：松田 啓  
 日本 ERI(株)：此川 和夫  
 ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可  
 (欠席 山形県：鈴木 淳一)  
 事務局 坂田、鳥居、久保

## 議 事

## 1. 部会長の異動について

◇OA化推進部会のメンバー変更に伴い、兵庫県 橋様が部会長及び座長に着任された旨、事務局より報告。

## 2. 前回議事録の確認について

◇別途電子メールにて内容を確認したことから、WGでの議事録の確認は省略する旨、事務局より説明。

## 3. 検討結果中間報告について

◇次回企画改善部会及び連絡協議会総会 (11/11 開催予定) における中間報告の構成について事務局より説明。記載内容については、今回のWGでの議論を踏まえて事務局にて検討することとする。

## 4. 台帳システムの改善要望について

◇昨年度の改善要望項目で未着手のものを含め、現段階の改善要望が 49 項目存在。これらについて、昨年度同様、事務局にて優先順位を整理する旨説明。

## 【主な質疑・意見】

- ・当県では指定機関の確認物件を E X C E L で管理してきたが、台帳システムではこれを直接取り込む機能がなく、別途 I C B A に依頼した場合は有償対応になることから、現在も県の確認物件は台帳システム、指定機関の確認物件は E X C E L という形で別管理となっ

ている。

一方、当県における台帳システムの利用料は、指定機関の確認件数を含めた数をもとに決められており、利用料の前提とその実態に開きがある。

本議題とは直接関係ない面もあるが、以上を踏まえて利用料の考え方を整理されたい。(茨城県様)

→25年度以降の利用料については、企画改善部会の検討事項でもあり、ご指摘の内容を踏まえて今後検討します。(事務局)

## 5. 配信システムの試行運用について

◇今後予定されている試行運用の概要とこれまでに伺った意見(資料5-1)、試行運用後のイメージ(運用ガイドライン及び運用団体一覧の公開サイト、資料5-2)について、事務局より説明された。

### 【主な質疑・意見】

今回の試行運用においては、紙とデータの両方を送る予定であるが、ペーパーレスとした場合、紙はpdfで送ることになる。XMLファイルへの変換や入力ミスもあり得る中、pdfと送付データに不整合が見られた場合どちらを正と考えるべきか。現時点ではデータがどのように送られるかも確認されていないため、試行運用は送信の可否から順次基本的な部分を確認したい。しかし、試行運用の次の段階が不透明であり、不安も残る。(日本ERI様)

→デメリットもあるが、まずは試行運用を開始し、その中で徐々に解決策を考えていけばよいと思う。(島根県様)

- ・当県では概要書をpdf化しており、EXCELで検索できるようにしている。pdfがあれば検索が速いというメリットがあり、紙送付に代えて送ってほしい。但し、両方送られると齟齬がないかチェックする必要を生ずるため、pdf送付を開始した場合はそれに一本化するのが望ましい。(島根県様)

→通知配信システムで、どこまで行なうかが確定していないが、概要書情報をテキストデータとして扱うのであれば、概要書を全てpdfにすること自体に意味はなく、必要があればテキストデータから概要書を印刷すればよい。なお、3面(付近見取図・配置図)をPDFにするのであれば概要書全体をPDFにすることになり、そうすると通知配信システムで概要書データを扱う必要はなくなる。(日本ERI様)

→当社では3面も含めてすべて電子化している。どの担当からも電子データを参照できるようにした方が紙を探すより効率的。また、東京で確認した物件を大阪で検査するというような場合、東京から大阪に正本を送付している。(ビューローベリタス様)

- ・配信システムの利用料は現在無料であるが、今後も送信先がないと利用料を支払う理由がなくなる。試行運用も含め、いつまでにどこまで普及させるかというようなロードマップはあるか。(ビューローベリタス様)

→まずは特定行政庁側で受信体制を確立し、その後指定機関の利用率を上げていきたいと考えるが、相手のある話であり、何年目に何団体という具体的なスケジュールを立てるの

は困難である。(事務局)

- ・ 県と県指定の確認検査機関の組み合わせで運用する場合は比較的調整しやすいと考える。このようなケースも広げていきたい。(事務局)  
→ 当県では現在、県指定の2機関から紙と並行してE X C E Lデータをもたらっている。これら機関は、現在は配信システムを利用しないと言っている。すべての指定機関が送ってくればよいが、この状況では当県が配信システムを利用するのは困難である。(茨城県様)  
→ 県と県指定の確認検査機関での普及を進めることは構わないが、ローカルルールでのやり取りが根付いてしまう可能性があるので配慮してほしい。この場合は、全国統一運用による普及を目指す観点からは得策でないと思われる。(日本E R I様)
- ・ (昨年度に整理した) 課題として、①紙と電子の二重送付、②紙で送る行政庁と電子で送る行政庁の混在、③概要書をすべて入力していない指定機関の存在、④工事届・浄化槽設置届等の紙送付が必須である書類の存在、⑤独自システムに改修が必要、等があげられるが、これらを勘案すると、試行運用開始後の次のステップは「建築計画概要書のp d fデータ送付の追加」ではないかと思われる。その際、電子化そのものが目的という前提で進めなければ、「紙があるから目的は足り、電子データは不要」ということになってしまう。(事務局)

## 6. その他

### (1) 支援システム運用基金の使途に係るアンケートについて

資料末尾に添付した参考資料(アンケート)は、「支援システム運用基金」を台帳システム改修に活用するため、予め出資団体の意向を確認する目的で実施するものである。支援システム運用基金自体は、企画改善部会が直接関与するものではないが、台帳システムの改修に係る事項として基準法システムWGで報告し、連絡協議会総会でも報告する予定である。(事務局)

### (2) 次回開催について

連絡協議会総会前の基準法システムWGは今回で終了とし、次回は下記日程で企画改善部会を開催する。

- ・ 10月26日(水) 13:30～ I C B A会議室

以上

表 1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
1	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい	A		改修中
2	データ抽出	改修版を平成 23 年 12 月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中			改修中
3	EXCEL による通知書出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdf に出力するよりも EXCEL に出力すべき	A	3 カ月程度以上	「支援システム基金」の活用を検討
4	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
5	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい	A	1 カ月程度	未定
6	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
7	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい	A	1 カ月程度	未定
8	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない	A	1 カ月程度	未定
9	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適切	A	1 カ月程度	未定
10	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する	A	1～2 カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
11	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧ですが、一度に表示できる件数が少ない。表示件数を増やしてほしい	A	1カ月程度	未定
12	台帳記載 証明	確認・計変1・計変2が紐付いているとき、台帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変の最新の記載証明は出ないのか	A	1カ月程度	未定
13	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい (誤って入力してしまうと困る)	B	1カ月程度	未定
14	工事完了 届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請 (用途変更)に対する手続きであるので確認・ 検査の区分とするべき	B	1カ月程度	未定
15	概要書出 力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場 所まで行かないと使用ができず、参照方法も複 雑で、利用者(担当者)にその都度説明しないと いけない	B	3カ月程度 以上	未定
16	入力支援 (全半角 自動切換)	半角項目, 全角項目に移動した際に日本語の変 換タイプを自動で切り替わる様に	B	3カ月程度 以上	未定
17	入力支援 (マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名 などをマスタとしてシステムに登録したい	B	1～2カ月 程度	未定
18	日付自動 入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるよう に	B	1～2カ月 程度	未定
19	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力 することができない	B	1カ月程度	未定
20	入力支援 (デフォ ルト)	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道 府県が設定できる機能  (消防署保健所マスタで都道府県を設定する 必要性がないので廃止してほしい。)	B	1カ月程度	未定



優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
21	番号発番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。</li> <li>・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた</li> </ul>	B	1カ月程度	未定
22	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい	B	1カ月程度	未定
23	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない（例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等）	B	1～2カ月程度	未定
24	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーしたい（完全一致でもよい）マスタとして使える	B	1カ月程度	未定
25	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない	B	1～2カ月程度	未定
26	許可・認定の印刷	C S V出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい	B	3カ月程度以上	未定
27	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない（報告書→確認台帳へのコピーは「最初の1回のみ」が仕様のため）	B	1～2カ月程度	未定
28	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう	B	1カ月程度	未定
29	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない	B	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
30	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか	B	1カ月程度	未定
31	紐付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい。</li> <li>・コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、「ほくと」同様）自動紐付けが望ましい</li> <li>・但し、元確認番号が重複していたり（毎年1番から連番など→必ず年度を確認番号に入れるなどが必要）、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり（誤った先に紐付く）、確認・計変・（計変の）中間・（計変の）完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討</li> </ul>	B	1～2カ月程度	未定
32	処分番号・受付番号	<p>処分番号も受付番号になっている</p> <p>ほくとのように略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。</p> <p>H23 確申建築〇〇市 012345</p> <p>H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。</p>	B	1～2カ月程度	未定
33	電子帳簿	<p>電子帳簿印刷の機能で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい</li> <li>・検索期間上限を3年としてほしい</li> <li>・条件を再利用したい（現状は使い捨て）</li> </ul> <p>データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい</p>	B	3カ月程度以上	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
34	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	C	1カ月程度	未定
35	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい	C	1～2カ月程度	未定
36	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
37	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない	C	3カ月程度以上	未定
38	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか	C	3カ月程度以上	未定
39	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか	C	3カ月程度以上	未定
40	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい	C	3カ月程度以上	未定
41	データ抽出	出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい	C	3カ月程度以上	未定
42	法定外帳票への対応	消防通知の帳票出力を実装してほしい	C	3カ月程度以上	未定
43	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない	C	極めて大	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
44	定期報告、 16条報 告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい	C	1～2カ月 程度	未定
45	台帳記載 事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい	C	1カ月程度	未定
46	データ抽 出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにしてほしい	C	1～2カ月 程度	未定
47	コピー機 能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる	C	1カ月程度	未定
48	引受通知 書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1～2カ月 程度	未定
49	概要書	概要書、添付ファイルを見られる状態の権限がほしい。閲覧権限はあるが、概要書等（概要書1, 2面、処分等の概要書、概要書3面／築造計画概要書など）が見られるようになっていない	A	1～2カ月 程度	未定
50	(帳簿) コピー機 能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、詳細なデータがコピーされておらず、その都度入力しなければならない。手間がかかり、また入力ミスが発生する懸念があり改善してほしい。(確認の報告は情報が入力されている。)	A	1～2カ月 程度	未定
51	(帳簿) CSV出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのを全て出力されるよう改善してほしい	A	1カ月程度	未定

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
52	仮使用の 表示	仮使用期間外であっても、申請に紐付いている仮使用は、工事物件の表示を出して欲しい。なお、処分等の概要書では、仮使用の期間が終われば出す必要はない。 現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ工事物件に表示される。	B	1～2カ月 程度	未定
53	(帳簿) コピー機 能	受付等の入力において、同一申請内のコピー機能を付けてほしい。(例えば、三面から四面や五面にコピーができる。)	C	1～2カ月 程度	未定
54	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにしてほしい	C	1～2カ月 程度	未定
55	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように(現在最大69文字) 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください(現在最大35文字)	C	1カ月程度	未定
56	(帳簿) 操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善してほしい。	C	1カ月程度	未定
57	データ抽 出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」の一覧を出力したい(指定確認検査機関での、中間検査、完了検査の検査引受年月日は、法定報告項目なので、統計のため、一覧に出力できないと困る)	C	1～2カ月 程度	未定

※備考は、I C B Aによる追記。

No. 1～2 : 現在改修中の項目である。

No. 1 は企画改善部会において各々重要度レベルをAと判定していたもの。

No. 2 は、要望により対応中。

No. 3～47 : 前回の総会からの継続分。

No. 48～57 : 前回の総会から増加した分。

(参考)

表 1-2 現在までの改修済等の項目

No.	項 目	概 要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。

No.	項 目	概 要
		紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	引受証発行番号 （指定機関向け）	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック （適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目としてほしい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	建築主に関するコピー	第二面の建築主氏名を予め入れた状態で物件コピーを行うと、建築主全体の項目がコピーされない【仕様】（建築主欄全て未入力なら全項目コピーされる。）
38	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）
39	報告書送信 （指定機関向け）	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）

No.	項目	概要
40	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。（現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。）
41	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
42	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
43	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない</li> <li>・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい</li> <li>・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため</li> </ul>
44	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい
45	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
46	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
47	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい
48	データ抽出	<p>データ抽出機能</p> <p>消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない</p> <p>出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。</p> <p>要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい</p>
49	データ抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい</li> <li>→申請日ベースでも統計を出しているため</li> <li>・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい</li> <li>→一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため</li> </ul>



No.	項目	概要
50	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
51	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
52	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）
53	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足

(注)

- No. 1～26 企画改善部会の検討項目以外のもので、利用者のご要望を踏まえ、ICBAの判断で改修したもの（No. 25～26が前回の総会以降の増分）。
- No. 27～33 企画改善部会の結果を踏まえて改修したもの。
- No. 34～35 企画改善部会の改修要望項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。
- No. 36～38 企画改善部会の改修要望以外（サポートで要望されたもの）の項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。
- No. 39～53 前回の総会で「改修中」だったもの。

**表1-3 要望やバグの改修状況**

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	53	2	55	110
バグ	46	19	105	170
計	99	21	160	280



平成23年12月5日（電子メール送付）

日本建築行政会議  
旧 建築確認支援システム協議会  
システム導入会員 各位

支援システム運用基金の使途に係るアンケートの集計結果  
及び日本建築行政会議との協議結果について（ご報告）

平成23年9月から10月にかけて実施した標記アンケートにつきましては、ご多忙の折ご協力いただき、誠にありがとうございました。

今般の支援システム運用基金の使途としてご提案した「台帳・帳簿登録閲覧システム（台帳システム）における通知書等出力機能改善」につきまして、アンケート結果を踏まえて日本建築行政会議と協議を重ねましたが結論に至らず、スケジュール的に今年度の実施が困難となったこと等から、去る11月18日にICBAより提案を取り下げる旨申し入れ、日本建築行政会議でこれが了解されましたので、集計結果とあわせてここにご報告いたします。

今後は、台帳システム利用者からのご要望の一つとして、ICBA独自での実施について検討してまいります。

添付資料：集計結果報告書（※抜粋）

## 集計結果報告書（抜粋）

### 1. アンケートの目的

当財団は、建築確認支援システム協議会（以下「シス協」という）解散の際、支援システム（V7ほくと等）を日本建築行政会議から承継した。

また合わせて、シス協の負担金残金（以下「運用基金」という）850万円が、覚書（別紙2参照）により次の条件を付してシス協から日本建築行政会議に移管された。

- ①基金の用途は、支援システムの維持、保全及び法改正対応に伴うプログラム改修、プログラム改修以外の支援システム運用に関わる作業に充てる。
- ②ICBAは、日本建築行政会議に対し、必要に応じて運用基金の支弁を求めることができる。

しかしながら、現在システム移行の過渡期にあることから、平成21年度に約250団体であった支援システムの利用団体は約100団体に減少し、今後さらに減少すると見込まれる。

このような状況から、運用基金は支援システム自体の改修ではなく、支援システムから新たなシステム（共用データベース）への移行を促進するための方策に活用することが最も現実的と考えられるが、その際は、運用基金の出資者であるシステム導入会員の意向を踏まえ、日本建築行政会議に支弁を求めることとしたい。

そこで、アンケートによりシステム導入会員の意向を調査することとした。

### 2. アンケートの概要

#### （1）アンケート実施主体

一般財団法人建築行政情報センター

#### （2）対象者

システム導入会員251団体（特定行政庁239団体、指定確認検査機関12団体）。  
但し、平成21年度のシス協解散に伴いシステム導入会員の制度も廃止となっているため、最終年度（平成20年度）のシステム導入会員を対象とした。

#### （3）アンケート送付内容

別紙1のとおり。

#### （4）実施期間

平成23年9月22日～10月14日

#### （5）実施方法

電子メールによりアンケートを送付。  
電子メールまたはFAXにより回答を回収。

#### （6）有効回答数

192件／251（有効回答率77%）

### 3. 集計結果

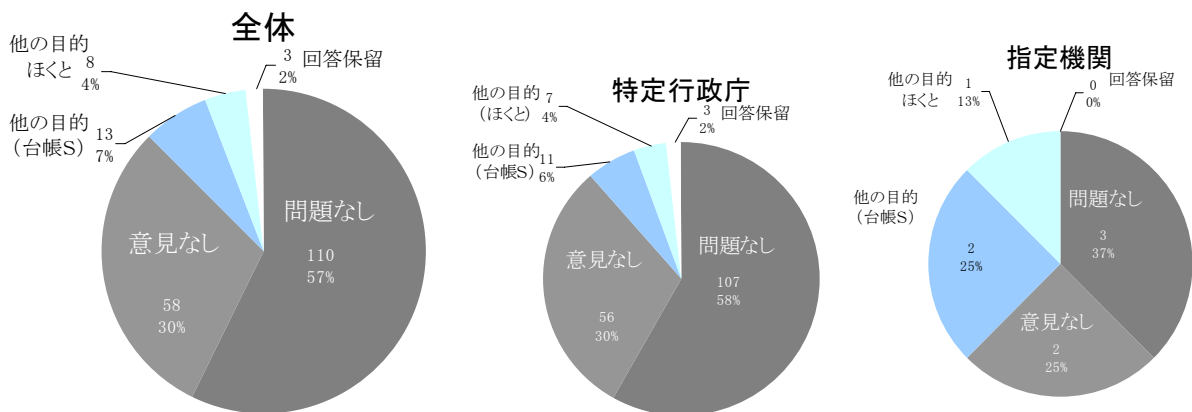
設問「支援システム運用基金を Excel 形式での通知書等印刷機能に活用することについて」に対する三択形式の回答を、次のとおり分類した。

三択形式の回答		分類
「問題ないと考える」		「問題なし」
「特に意見なし」		「意見なし」
「他の目的に活用すべき」	他の目的の具体的内容が台帳システムに係るもの	「他の目的（台帳S）」
	他の目的の具体的内容が台帳システム以外のもの	「他の目的（ほくと）」
三択の回答が無記入で、自由意見欄のみ記載のもの		「回答保留」

#### (1) 特定行政庁及び指定確認検査機関

区分	団体数	回答数	内訳				
			問題なし	意見なし	他目的		保留
					台帳	ほくと	
特定行政庁	239	184	107	56	11	7	3
指定機関	12	8	3	2	2	1	0
全体	251	192	110	58	13	8	3

表示数値は回答数を示す。



#### ※考察：台帳システムの改修に使ってよいか否かの観点で集計した場合

**使ってよい** 123 団体 92% (上表の「問題なし」110+「台帳」13)  
**使うべきでない** 11 団体 8% (上表の「ほくと」8+「保留」3)  
 合計 134 団体 100%  
 なお、ニュートラルな立場である「意見なし」58 団体は除外した。



## 通知・報告配信システム試行運用の経過

時期	内 容	備 考
9 月下旬	<b>ステップ 1（報告書記載事項） 送信チェック</b> ・日本 E R I → I C B A 確認審査報告（建築物）	問題なし（9/27）
	<b>ステップ 1 + 3（概要書記載事項）送信チェック</b> ・ビューローベリタス → I C B A 確認審査報告（建築物）	問題なし（9/29）
11 月上旬	<b>建築物に係る試行運用開始</b> ・日本 E R I → 新潟市（ステップ 1） ・ビューローベリタス → さいたま市（ステップ 1 + 3）	(11/1)
	<b>状況確認</b> ・受信後、台帳システムに登録されたかどうかの確認が若干負担に感じているが、受信・台帳登録自体はうまくいった（新潟市） ・データ未到着（さいたま市北部） ・データ未確認（さいたま市南部）	(11/2)  (11/7)
	<b>ステップ 1 + 3（計画変更及び検査報告）送信チェック</b> ・ビューローベリタス → I C B A 計画変更及び検査報告（建築物）	計画変更は配信システム不具合により NG（11/15）
	<b>配信システム不具合の確認及び周知</b> ・配信システム不具合により、計画変更確認の送付は当面しないよう案内	(11/16)
11 月中旬	<b>状況確認</b> ・計画変更確認を受信してしまったが、検索にかからず、削除できなくなっている。（新潟市） （サポートデスクにて検索方法を案内、削除された。） ・2 件登録できた。うち 1 件について設計者の免許権者、登録番号が消えたため、手入力で補った。（さいたま市北部） 原因：消えたのではなく、送信データ自体が未入力 ・1 件登録できた。設計者の免許権者の知事名が紙と食い違っていた。（さいたま市南部） 工作物の送信も受けたい。	(11/17)  (11/17)
	<b>試行運用への参加要望（佐世保市）</b> ・現時点で送信先の追加は困難（日本 E R I） ・ペーパーレス化を目的とするのであれば送信先追加可能 但し、計画変更の不具合が改修されるまでは追加不可（ビューローベリタス）	(11/22)
	<b>参加要望への回答</b> ・ビューローベリタスとの試行運用の条件である「ペーパーレス化を目的」とすることについては回答保留 ・計画変更の不具合改修状況を見て、再度試行運用参加を調整することとする	(12/1)
12 月上旬	<b>計画変更に関する当面の運用を案内</b> ・計画変更不具合改修までの特定行政庁における当面の運用を新潟市・さいたま市に案内し、計画変更の受信開始諾否を確認（I C B A） ・さいたま市：了承 ・新潟市：今後検討し、年内目処に回答予定	(12/8)  (12/9)
	<b>当面の運用を前提とした計画変更の送信開始</b>	(12/12)

時期	内 容	備 考
	・ビューローベリタス→さいたま市	
	(システム障害) ・配信システム・台帳システムとも業務開始より10時まで、 共用DBの障害により送受信不能	(12/27)
1月中	<b>状況確認</b> ・検査報告へのステップアップに関する案内（ICBA→さいたま市・ビューローベリタス） ・引受通知、検査報告へのステップアップに関する案内（ICBA→新潟市） ・報告書記載事項だけでなく、概要書記載事項も送信してほしい。(新潟市) →当面それは難しいため、それを踏まえて試行運用継続可否も含め、今後の方針を検討いただく。	(1/10) (1/10,2/9)
	<b>ステップ4までのステップアップ承諾（さいたま市）</b> 開始時期指定なし ステップ2（引き受け通知） OK ステップ4（pdf等添付資料） OK 昇降機・工作物 OK 但し、紙送付については次を条件とする ＜紙送付 省略可能＞ ・確認申請書 第4面、第5面 ・中間・完了検査申請書 第2面～第4面 ＜紙送付省略につき要確認＞ ・中間・完了検査申請の第4面（工事監理の状況）のファイル形式 ・チェックリストのファイル形式 ＜当面 紙送付省略不可＞ ・報告書、建築計画概要書ほか、上記以外の書類	(1/18)
	・2, 3月は検査繁忙期につき、新しいことを始めるのが難しい時期であり、計画変更の不具合改修時期（4月）以降に考えたい。(ビューローベリタス)	(2/9)



平成23年7月5日  
第1回企画改善部会配付資料

## 通知・報告配信システム試行運用の方法とスケジュール（案）

### ■試行運用の方法

配信システムの送信対象書類は表1のとおりである。各書類について、配信システムでの処理した場合の業務への影響の大きさ（大まかな目安）を考慮し、その数値を「ステップ」欄に記載した。「ステップ」の小さいものは、業務への影響が少ないことを示す。

試行運用は、ステップの小さいものから開始し、概ね2週間を目処にその後も継続可能と判断した場合、順次ステップを上げていくこととする。

なお、試行運用に伴う紙送付の扱いについては、個別協議事項とする。

表1 送信対象書類  
(建築物)

H24.2.15 現在の送信書類

手続	通知報告時期	書類名称	ステップ
確認申請	確認引受時	確認申請引受通知	2
	確認済証発行時	確認審査報告書(第16号様式)	1
		建築計画概要書(第3号様式)※画像ファイル除く	3
		その他添付資料 確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)等	4
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)	2
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)	1
		その他添付資料 中間検査申請書 第2面～第4面(第26号様式)等	4
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)	2
	検査完了時	完了検査報告書(第25号様式)	1
		その他添付資料 完了検査申請書 第2面～第4面(第19号様式)等	4

(工作物)、(昇降機・建築設備)については、建築物のステップ4に続いて、同じ要領で進めることとする。

### ■スケジュール

試行運用開始：平成23年8～9月頃（調整中）

建築物の試行運用終了：(上記+2ヶ月)

工作物の試行運用終了：(上記+4ヶ月)

建築設備の試行運用終了：(上記+6ヶ月)



平成 24 年 2 月 15 日

## EXCEL データの台帳システム取込みについて（たたき台）

指定確認検査機関からの報告データを、特定行政庁が台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「台帳システム」）に取り込むための、台帳システムの改修仕様について、以下のとおりとする。

## 1. 対象

確認申請の内、以下○印の EXCEL データ（概要書ベース）を対象とする。

建築物以外は、利用状況を見ながら昇降機、工作物 1 に拡大。工作物 2 及び建築設備は件数や要望により検討。

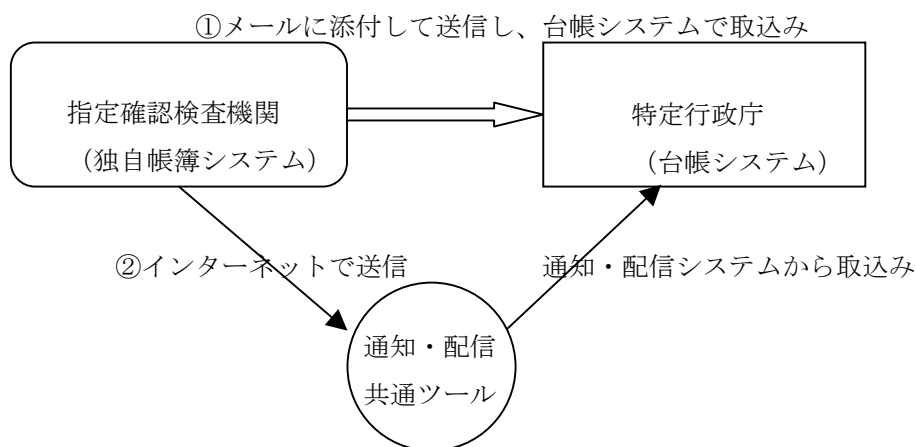
種類	建築物	昇降機	工作物 1	工作物 2	建築設備
確認申請	○	—	—	—	—
計画変更	○	—	—	—	—
中間検査	○	—	—	—	—
完了検査	○	—	—	—	—

## 2. 取込方法

下記①案と②案がある。

指定機関の独自システムでは、出力データを ICBA 指定フォーマットにする必要がある。特定行政庁では以下①又は②でそれを取り込む。

①案は台帳システムに改修が必要、②案は通知・配信システムに改修が必要である。



### 3. EXCEL データについて

#### 1) シートの種類

確認申請と計画変更のシートは同一とし、そのほかに中間検査、完了検査の合計3種類のシートについて取込みを行う。

なお、その他の申請については利用状況を見て、開発するかどうかを判断する。

#### 2) データについて

別添の説明書は、一覧性を考慮して項目を縦方向に並べているが、実際のシートは項目を横方向に並べ、1物件1行ずつ、複数物件のデータとする。

そのため、建築主等複数項目がある場合は、最大数を限定する。その最大数を超える場合には、台帳システムに取り込んだ後、追加する。

必須項目は報告元機関ID及び報告書番号のみとする。

データに関する年月日や郵便番号、電話番号等に関する注意事項は、記載のとおり。

指定確認検査機関は、データを独自システムから出力し、このシートに読み込ませることによって、このシートを完成させる。その場合、独自システムからは、例えば「第一種低層住居専用地域」を「一低層」と省略したりせず、必ず台帳システム既定の名称を用いること（プルダウンで入力する様なイメージ）。

台帳システムには、取込みの際、報告書及び概要書第1, 2面を作成する。

概要書第3面は、別途紙データ又は電子データで送付して貰い、台帳システムに上記作業の後に取り込む。

### 4. 対象項目に関する制限等

No	項目名	制限等
1	報告元識別ID	ICBAで発行した指定機関の識別ID（必須）
2	報告書番号	指定機関で発行した番号（必須・重複可）
3	処分番号	冒頭の「第」と最後の「号」は除いた形式 (処分番号以外の番号では除かない)
4	日付	すべての日付は2012/3/25 の形式
5	構造計算適判機関	1物件につき、通知書番号・交付者・交付日3つまで
6	建築主・代理人・設計者・設備意見者・監理者・施工者	3名まで。4名以降は無視
7	都市計画区域	3区域まで
8	防火地域	1地域のみ（複数不可）
9	許可認定	3つまで入力
10	中間検査	10回まで

## 5. その他留意事項

- ・面積等の数値項目以外では、全角・半角、アラビア数字・漢数字の区別はしない。  
(特定行政庁で「一丁目1番地1号」を「1-1-1」のように統一化して入力している場合は注意が必要。)
- ・地名の入力誤り等、EXCEL データの入力フォーマット自体にチェック機能は設けない。
- ・①案の場合、指定機関で EXCEL データの取込テストはできないため、エラーチェックは基本的に特定行政庁での取り込み時に行う。
- ・報告書番号が同一の物件は、別物件として登録される。
- ・①案の場合、EXCEL データには「取込済」のような自動記録はされないため、取り込んだかどうかの管理は手作業で行う必要がある。
- ・通知・報告ペーパーレス化の中で、押印省略の根拠法となる行政手続オンライン化法では、「指定機関と特定行政庁のシステムがオンラインで接続されていること」が条件とされている。①案では EXCEL データを電子メールやCDで送付する方法であり、押印省略ができないことから、紙送付を省略することはできない。

## 6. 利用に係る費用負担

- ・EXCEL データの取り込み機能は、共用データベースとは別の料金体系とし、その費用は別途ご負担いただくことを検討中。
- ・負担金額については、本機能の開発費及び維持費から算出する方針。

以 上

台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【確認申請（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
1	○		報告元識別ID（必須）	半角・固定
2			報告元機関名	（入力不要）報告元機関IDにより取込時に共通基盤から取得
3	○		報告書番号（必須）	
4			報告日	年月日の入力方法は西暦でYYYY/MM/DD（以下同様）
5			確認済証番号	番号は「第 号」なし
6			確認済証交付年月日	
7			審査の結果	適合or不適合or決定不可（無期限）or決定不可（軽微な変更）or決定不可（追加説明）or決定不可（軽微な変更・追加説明）
8			確認検査員氏名	
9			適判_判定結果	適合or不適合
10	○		適判_通知書番号	繰返し項目（3に固定（以下同じ））
11			適判_通知書交付年月日	
12			適判_通知書交付者	
13			審査機関の受付年月日	
14			申請者	
15			消防同意・通知	同意or通知
16			消防署名	
17			消防同意・通知日付	
18			消防備考	
19			保健所通知	特定建築物or浄化槽or特定建築物かつ浄化槽
20			保健所名	
21			保健所通知日付	
22			特定用途	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館
23			保健所通知備考	
24			計画を変更する直前の確認_確認済証番号	計画変更の場合のみ記入
25			計画を変更する直前の確認_確認済証交付年月日	計画変更の場合のみ記入
26			計画を変更する直前の確認_確認済証交付者	計画変更の場合のみ記入
27			計画変更の概要	計画変更の場合のみ記入
28			建築主_氏名カナ	繰返し項目3固定
29			建築主_氏名	
30	○		建築主_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
31			建築主_住所	
32			建築主_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
33			代理者_建築士資格	一級、二級、木造 繰返し項目3
34			代理者_建築士登録種別	大臣、○○都道府県知事
35			代理者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
36			代理者_氏名	
37			代理者_事務所資格	一級、二級、木造
38	○		代理者_事務所登録機関	○○都道府県知事
39			代理者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
40			代理者_事務所名	
41			代理者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
42			代理者_所在地	
43			代理者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
44			設計者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる設計者」と、その後を「その他の設計者」と見なす 繰返し項目
45			設計者_建築士登録種別	大臣、○○都道府県知事
46			設計者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
47			設計者_氏名	
48			設計者_事務所資格	一級、二級、木造
49			設計者_事務所登録機関	○○都道府県知事
50			設計者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
51	○		設計者_事務所名	
52			設計者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
53			設計者_所在地	
54			設計者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
55			作成又は確認した設計図書	
56			建築士法第20条の2 第1項or第3項	1or3
57			構造設計一級建築士交付番号	

台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【確認申請（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
58			建築士法第20条の3 第1項or第3項	1or3
59			設備設計一級建築士交付番号	番号は「第 号」付
60			設備_氏名	先頭を「代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者」と、その後を「その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者」と見なす 繰り返し項目3
61		○	設備_勤務先	
62			設備_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
63			設備_所在地	
64			設備_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
65			設備_登録番号	番号は「第 号」付
66			設備_意見を聴いた設計図書	
67			監理者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる工事監理者」と、その後2.3番目を「その他の工事監理者」と見なす 繰り返し項目3
68			監理者_建築士登録種別	大臣、〇〇都道府県知事
69			監理者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
70		○	監理者_氏名	
71			監理者_事務所資格	一級、二級、木造
72			監理者_事務所登録機関	〇〇都道府県知事
73			監理者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
74			監理者_事務所名	
75			監理者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
76			監理者_所在地	
77			監理者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
78			工事と照合する設計図書	
79			施工者_氏名	繰り返し項目3固定
80		○	施工者_建設業許可種別	大臣、〇〇都道府県知事
81			施工者_建設業登録番号	番号は「第 号」なし
82			施工者_営業所名	
83			施工者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
84			施工者_所在地	
85			施工者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
86			棟番号	
87			建築物名称or工事名_カナ	
88			建築物名称	
89			第2面備考	
90			法区分	1or2or3or4 複数選択可
91			地名地番_住所	
92			住居表示_住所	
93		○	都市計画区域	市街化区域・調整区域・非設定・準都計・都計及び準都計外 繰り返し項目3固定
94			防火地域	防火・準防・無指定・22条区域
95			その他区域	
96			道路幅員mm(整数)	数値のみ
97			道路接道長mm(整数)	数値のみ
98		○	敷地面積1(1)	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て） 繰り返し項目3固定
99			敷地面積1(2)	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
100			用途地域記号1	第一種低層住居専用地域～指定なし ※表末尾欄外参照
101			指定容積率1	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
102			指定建ぺい率1	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
103			敷地面積合計(1)	自動計算かつ修正可能
104			敷地面積合計(2)	自動計算かつ修正可能
105		容積率上限	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）	
106		建ぺい率上限	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）	
107			敷地面積備考	
108			主要用途区分	半角数字5桁
109			主要用途名称	自由入力
110			工事種別	新築/増築/改築/移転/用途変更/大規模修繕/大規模模様替 /で区切って複数可
111			建築面積申請部分	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
112			建築面積申請外部分	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
113			建築面積合計	自動計算かつ修正可能

台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【確認申請（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
114			設計建ぺい率	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
115			建築物全体申請面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
116			建築物全体申請外面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
117			建築物全体面積合計	自動計算かつ修正可能
118			地階住宅部分申請面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
119			地階住宅部分申請外面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
120			地階住宅部分面積合計	自動計算かつ修正可能
121			共用廊下等申請面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
122			共用廊下等申請外面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
123			共用廊下等面積合計	自動計算かつ修正可能
124			車庫申請面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
125			車庫申請外面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
126			車庫面積合計	自動計算かつ修正可能
127			住宅部分申請面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
128			住宅部分申請外面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
129			住宅部分面積合計	自動計算かつ修正可能
130			基準法延べ面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
131			設計容積率	自動計算しない
132			申請建築物数	整数
133			他建築物数	整数
134			申請建築物高さmm(整数)	mm整数（DBではmで少数第三桁まで表示している）
135			申請建築物地上階数	整数
136			申請建築物地下階数	整数
137			他建築物高さmm(整数)	mm整数（DBではmで少数第三桁まで表示している）
138			他建築物地上階数	整数
139			他建築物地下階数	整数
140			具体構造名称	
141			基本統計分類	木造・組石造・補強CB造・S造・RC造・SRC造・無筋C造・その他
142			特例適用有無	有・無
143			特例区分	道路斜線・隣地斜線・北側斜線 複数可(7種類)
144			許可認定番号	繰り返し項目3 番号は「第 号」付
145			年月日	
146			法令	番号は「第 号」付
147			その条項	
148			備考	
149			工事着手予定年月日	
150			工事完了予定年月日	
151			中間検査回数	繰り返し項目10固定
152			工事終了予定年月日	
153			特定工程名	
154			第3面その他必要事項	
155			第3面備考	
156			計画変更の概要	

※第一種低層住居専用地域  
 第二種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域

近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域  
 高層住居誘導地区  
 指定なし



台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【中間検査（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
1	○		報告元識別ID（必須）	半角・固定
2			報告元機関名	（入力不要）報告元機関IDにより取込時に共通基盤から取得
3	○		報告書番号（必須）	
4			報告日	年月日の入力方法は西暦YYYY/MM/DD（以下同様）
5			検査年月日	
6			確認検査員氏名	
7			検査結果	適合・決定不可（追加説明）・決定不可（計画変更）
8			不適合の場合の事由	
9			中間検査合格証番号	番号は「第 号」なし
10			中間検査合格証交付年月日	
11			中間検査合格証交付者	=報告元機関名（入力不要）
12			審査機関の受付年月日	
13			（検査を行った建築物の概要）	—
14			主要用途区分	半角数字5桁
15			主要用途	※表末尾欄外参照
16			建築物全体延べ面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
17			検査対象床面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
18			対象棟数	整数
19			建築物の構造	木造・組石造・補強CB造・S造・RC造・SRC造・無筋C造・その他
20			具体構造名称	
21			地上階数	整数
22			地下階数	整数
23			検査対象に関する特記事項	
24			申請者	
25			建築主_氏名カナ	繰返し項目3
26			建築主_氏名	
27	○		建築主_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
28			建築主_住所	
29			建築主_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
30			代理人_建築士資格	一級、二級、木造 繰返し項目3
31			代理人_建築士登録種別	大臣or○○都道府県知事
32			代理人_建築士登録番号	番号は「第 号」付
33			代理人_氏名	
34			代理人_事務所資格	一級、二級、木造
35	○		代理人_事務所登録機関	○○都道府県知事
36			代理人_事務所登録番号	番号は「第 号」付
37			代理人_事務所名	
38			代理人_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
39			代理人_所在地	
40			代理人_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
41			設計者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる設計者」と、その後を「その他の設計者」と見なす 繰返し項目3
42			設計者_建築士登録種別	大臣or○○都道府県知事
43			設計者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
44			設計者_氏名	
45			設計者_事務所資格	一級、二級、木造
46	○		設計者_事務所登録機関	○○都道府県知事
47			設計者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
48			設計者_事務所名	
49			設計者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
50			設計者_所在地	
51			設計者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
52			作成した設計図書	
53			監理者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる工事監理者」と、その後を「その他の工事監理者」と見なす 繰返し項目3
54			監理者_建築士登録種別	大臣or○○都道府県知事
55			監理者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
56			監理者_氏名	
57	○		監理者_事務所資格	一級、二級、木造

台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【中間検査（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
58		○	監理者_事務所登録機関	〇〇都道府県知事
59			監理者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
60			監理者_事務所名	
61			監理者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
62			監理者_所在地	
63			監理者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
64			工事と照合した設計図書	
65			設備_氏名	先頭を「代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」と、その後を「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」と見なす 繰り返し項目3
66		○	設備_勤務先	
67			設備_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
68			設備_所在地	
69			設備_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
70			設備_登録番号	番号は「第 号」付
71			設備_意見を聴いた設計図書	
72			施工者_氏名	繰り返し項目3
73		○	施工者_建設業許可種別	大臣、〇〇都道府県知事
74			施工者_建設業登録番号	番号は「第 号」付
75			施工者_営業所名	
76			施工者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
77			施工者_所在地	
78			施工者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
79			棟番号	半角整数
80			建築物名称or工事名_カナ	
81			建築物名称	
82			第2面備考	
83			地名地番_住所	
84			住居表示_住所	
85			施行令第10条各号に掲げる建築物の区分	1or2or3or4
86			工事種別	新築/増築/改築/移転/用途変更/大規模修繕/大規模模様
87			法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号	
88			確認済証番号	番号は「第 号」なし
89			確認済証交付年月日	
90			確認済証交付者	
91			工事着手年月日	
92			工事完了予定年月日	
93			特定工程	
94			特定工程工事終了年月日	
95			今回申請以前の中間検査 回数	半角整数 繰り返し項目10
96		○	特定工程	
97			中間検査合格証交付者	
98			中間検査合格証番号	番号は「第 号」なし
99			交付年月日	
100			今回申請以降の中間検査 回数	半角整数 繰り返し項目10
101		○	特定工程	
102			特定工程工事終了予定年月日	
103			変更された設計図書の種類	
104			変更の概要	
105			第3面備考	

※第一種低層住居専用地域  
 第二種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域

近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域  
 高層住居誘導地区  
 指定なし

## 台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【完了検査（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
1	○		報告元識別ID（必須）	半角・固定
2			報告元機関名	（入力不要）報告元機関IDにより取込時に共通基盤から取得
3	○		報告書番号（必須）	
4			報告日	年月日の入力方法は西暦YYYY/MM/DD（以下同様）
5			検査年月日	
6			確認検査員氏名	
7			検査結果	合格、決定不可（追加説明）、決定不可（計画変更）
8			不適合の場合の事由	
9			検査済証番号	番号は「第 号」なし
10			検査済証交付年月日	
11			確認済証交付者	=報告元機関名（入力不要）
12			審査機関の受付年月日	
13			（検査を行った建築物の概要）	-
14			主要用途区分	半角数字5桁
15			主要用途	※表末尾欄外 参照
16			建築物全体延べ面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
17			検査対象床面積	数値のみ、小数点以下2桁まで（以下切り捨て）
18			対象棟数	整数
19			建築物の構造	木造・組石造・補強CB造・S造・RC造・SRC造・無筋C造・その他
20			具体構造名称	
21			地上階数	整数
22			地下階数	整数
23			法3条2項の規定の適用を受ける場合の根拠規定及び不適合規定	
24			申請者	
25			建築主_氏名カナ	繰り返し項目3
26			建築主_氏名	
27	○		建築主_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
28			建築主_住所	
29			建築主_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
30			代理人_建築士資格	一級、二級、木造 繰り返し項目3
31			代理人_建築士登録種別	大臣or〇〇都道府県知事
32			代理人_建築士登録番号	番号は「第 号」付
33			代理人_氏名	
34			代理人_事務所資格	一級、二級、木造
35	○		代理人_事務所登録機関	〇〇都道府県知事
36			代理人_事務所登録番号	番号は「第 号」付
37			代理人_事務所名	
38			代理人_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
39			代理人_所在地	
40			代理人_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
41			設計者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる設計者」と、その後を「その他の設計者」と見なす 繰り返し項目3
42			設計者_建築士登録種別	大臣or〇〇都道府県知事
43			設計者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
44			設計者_氏名	
45	○		設計者_事務所資格	一級、二級、木造
46			設計者_事務所登録機関	〇〇都道府県知事
47			設計者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
48			設計者_事務所名	
49			設計者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
50			設計者_所在地	
51			設計者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
52			作成した設計図書	
53			監理者_建築士資格	一級、二級、木造 先頭を「代表となる工事監理者」と、その後を「その他の工事監理者」と見なす 繰り返し項目3
54			監理者_建築士登録種別	大臣or〇〇都道府県知事
55			監理者_建築士登録番号	番号は「第 号」付
56			監理者_氏名	

台帳システム取込用EXCELデータフォーマット【完了検査（建築物）】（案）

項目は、実際は横方向に展開する（これは説明のため縦方向としている）

No	必須	繰返し	入力可能項目	備考
57			監理者_事務所資格	一級、二級、木造
58		○	監理者_事務所登録機関	〇〇都道府県知事
59			監理者_事務所登録番号	番号は「第 号」付
60			監理者_事務所名	
61			監理者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
62			監理者_所在地	
63			監理者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
64			工事と照合した設計図書	
65			設備_氏名	先頭を「代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」と、その後を「その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」と見なす 繰返し項目3
66		○	設備_勤務先	
67			設備_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
68			設備_所在地	
69			設備_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
70			設備_登録番号	番号は「第 号」付
71			設備_意見を聴いた設計図書	
72			施工者_氏名	繰返し項目3
73			施工者_建設業許可種別	大臣、〇〇都道府県知事
74			施工者_建設業登録番号	番号は「第 号」付
75		○	施工者_営業所名	
76			施工者_郵便番号	郵便番号は、半角ハイフン付
77			施工者_所在地	
78			施工者_電話番号	電話番号は、半角ハイフン付
79			棟番号	半角整数
80			建築物名称or工事名_カナ	
81			建築物名称	
82			第2面備考	
83			地名地番_住所	
84			住居表示_住所	
85			施行令第10条各号に掲げる建築物の区分	1or2or3or4
86			工事種別	新築/増築/改築/移転/用途変更/大規模修繕/大規模模様替 /で区切って複数可
87			法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号	
88			確認済証番号	番号は「第 号」なし
89			確認済証交付年月日	
90			確認済証交付者	
91			工事着手年月日	
92			工事完了年月日	
93			検査回数	半角整数 繰返し項目10
94			特定工程	
95		○	中間検査合格証交付者	
96			中間検査合格証番号	番号は「第 号」なし
97			交付年月日	
98			変更された設計図書の種類	
99			変更の概要	
100			第3面備考	

※第一種低層住居専用地域  
 第二種低層住居専用地域  
 第一種中高層住居専用地域  
 第二種中高層住居専用地域  
 第一種住居地域  
 第二種住居地域  
 準住居地域

近隣商業地域  
 商業地域  
 準工業地域  
 工業地域  
 工業専用地域  
 高層住居誘導地区  
 指定なし

## EXCELデータ取り込み機能に関する打合せ

日時：平成24年2月9日（木）11:15～12:45

場所：茨城県建築指導課

出席：茨城県土木部都市局建築指導課 小沼課長補佐

I C B A 坂田、久保（記）

配布資料：EXCELデータの台帳システム取込みについて（たたき台）（2/7版）

### 1. 趣旨

指定機関から送付された確認審査報告に係る EXCEL データを、特定行政庁の台帳システムに取り込む機能（以下「EXCEL 取込機能」という。）を I C B A にて新たに開発するに当たり、その仕様の確認のため、現在の作業フロー及び EXCEL 取込機能運用後の作業イメージについて確認する。

### 2. 現状

県の建築確認及び指定機関からの確認審査報告（主として建築計画概要書）の情報は、最終的には次の（1）統合データによって管理し、確認後一定期間は（2）パーツデータによって管理。主に計画概要書の閲覧、増築の相談、市街化調整区域内の増改築の審査、指定道路の相談等、過去の物件の検索を簡便にするために利用している。計画概要書は原本の永年保存を考えているため、確認番号の検索が可能であれば、情報は最小限で可としている。

#### （1）統合データ

目的：紙の概要書の検索

対象：昭和46年以降の建築計画概要書記載事項

方法：EXCEL による。市町村ごとにシートを分け、1市町村当たり数万件のデータがある。

備考：管理ソフトとして県のPCにACCESSがインストールされていないため、無償のOpenOffice.org Base（データベースソフト）も利用してみたが、Baseがマニュアルもなく取っつきにくかったため、EXCELで整理することにした。

設計者の情報は、県の紙台帳になかったので入力していない（指定確認検査機関からの報告分は、別に電子データ（下記（2）③）があり、設計者の情報は意匠・構造とも代表者1名）。

#### （2）パーツデータ

##### ①昭和46年～建築確認支援システム導入まで

緊急雇用促進事業によってキーパンチし、読み合わせを行い、EXCELデータで登録。

統合データの基礎となっている。

### ②建築確認支援システム導入後の県確認物件

台帳システム（IDC）に保存。一定期間ごと（検査済証の入力のため確認の年度の翌年度末）にデータ抽出し、統合データに追加する。

### ③指定機関からの確認審査報告・検査結果報告

県内の指定機関のうち、県内に本部があるのは3機関（整備局指定1＋県指定2）あり、各々から同一フォーマットのEXCELデータの提供を受けている（平成22年に同一フォーマットとした）。これを利用して一部のデータを統合データに追加する。指定機関の報告物件は提供を受けている分だけで全報告件数の約7割以上ある。残りは各出先でアルバイトに合間を見て入力して貰っている。

## 3. EXCEL 取込機能について

### （1）茨城県の現状に照らした利用目的

指定機関からの確認審査報告・検査結果報告は前述のとおり EXCEL データで7割が提供されているため、これを台帳システム（IDC）で統合管理することにより、前記（2）①、②、③のパーツデータのうち、②と③を統合する。

### （2）取込対象

取込対象を「当初は建築物のみとし、昇降機等は対象外とする」案については、昇降機は定期報告の関係で協会が全データを保有しているため、何かあればそちらで直ちに確認できる。従って、県では EXCEL データの取込みは必要ない。

### （3）取込方法

①案「台帳システムで取込み」／②案：「通知・配信システムから取込み」のいずれが妥当かについては、次の理由から①案である。

- ・3つの指定機関から統一フォーマットでの EXCEL データの提供を受けるまで、調整に3年を要した。指定機関は、自らにメリットのない EXCEL データの提供を、さらに行政の指定した構成でということになると費用負担を求められるであろう。これを踏まえると、今回の EXCEL 取込機能を利用するため、指定機関に EXCEL データの現行フォーマットを指定フォーマットに変更するよう求めることは困難で、①案で「指定機関の任意形式のデータを特定行政庁で指定フォーマットに変換」して取り込むことが現実的であると思われる。

### （4）EXCEL の指定フォーマットの形式

- ・1行1物件、複数物件を登録する形式であれば問題ない。
- ・複数の設計者が存在する物件は、代表の設計者で検索し、2人目以降は紙の概要書を見ればよいと考える。仕様書案（配布資料）のとおり、3人まで対応していれば十分である（特定行政庁の判断で3人以降入力したければ、3人目に全部羅列すればよい。）。

- ・建築主も同様で、より多数の建築主を入力したい場合は、1人用の入力欄に何人も並べて入力すればよい。この場合、建築計画概要書をシステムから出力すると、本来の表記とは異なり、1つの設計者欄に何人も並ぶこととなるが、建築計画概要書の閲覧目的が中古物件や競売物件が確認済かのチェックであり、建築主の表記が問題になったことは聞いたことがない。
- ・用途地域は一般的に過半の用途地域がわかればよいので1物件につき2つまで対応していれば十分（概要書に記載があるので、入力の必要ない行政庁もあると思う。茨城県では過去のものを入力はしていない。）。
- ・データの責任は全て登録する特定行政庁が持つべきと思う。なお、エクセルデータのチェックは、ヴィジュアルベーシックやエクセルのマクロを利用すれば、個人でプログラムが作成可能で、委託する必要があるとは考えられない（チェック機能を充実させるため、確認の実務を行っている行政庁が作成した方が効率的で、フリーソフトの考え方のように、どこかの行政庁に標準的なものの作成を依頼し、それを多くの行政庁がチェックし、全行政庁に公開してはどうでしょうか。）。

#### **（５）報告書番号を必須項目とすることについて**

- ・仕様書案（配布資料）では、報告元ID（指定機関の識別ID）及び報告書番号を必須項目としたいと考えている。その理由は、物件特定にはその2項目が必要と思われるからである。
- ・報告書については、15年保存が義務付けられる前のものは、既に廃棄されており、報告書番号は不明である。
- ・一方、報告書番号を入力省略可能とした場合、レアケースとは思われるが不適合処分物件のデータには処分番号がなく、物件を特定しにくいことが考えられる。
- ・以上より、報告書番号は必須でも良い。当該番号が不明の場合には特定行政庁で任意の番号を入力する等の運用でカバーする。

### **4. 費用負担について**

共用データベースの現行利用料とは別途費用負担の発生することを説明、その考え方について意見を伺った。

#### **（１）県の人件費削減効果**

- ・EXCEL データは指定機関から報告の7割が提供されていることから、残る3割についても（恐らく指定機関は全て電子データで持っているので）CSVで吐き出し、EXCEL形式で出力して送って貰えば、入力手間が削減できる。
- ・指定機関からEXCELデータを受け取った後、行政庁側で指定フォーマットに変換する必要があるが、それは随時行う必要もなく、合間を見て行えばよいので、大した手間ではない。

#### **（２）要望**

- EXCEL 取込機能を開発後、その保守に費用がかかることで利用料が高むようであれば、例えば様式改正には即時対応しないことなどを前提として、より低廉な利用料となることを望む。(実際に利用するかどうかは、登録の費用が1件いくらになるかにかかっており、コストを最小限におさえてもらいたい。コストがかかるようであれば、現在の扱いで対応するよう財政サイドから指摘されると思われる。)
- 共用データベースシステムに建築確認支援システムの機能をつけた理由は、社会資本整備審議会建築分科会答申を踏まえてのことと考えられ、早期にデータベースとして機能するようにすべきと考えます。すべての機関に配信システムの運用を求めることは、法で義務づけしない限り期待できないことから、配信システムが機能するまで、暫定的にこれを利用することによりとりあえずデータベースとして機能します。機関によっては、このフォーマットにデータを加工してくれるかもしれません。また、特定行政庁の希望により過去のデータも登録可能となれば幸いです。

以上



平成 23 年 2 月 15 日

## 利用料の概要と改訂方針について

### 1. 利用料の概要（これまでの共用DB総会等における説明）

#### （1）基本的な考え方

- ① 共用DBは、構築は国費で、運営は利用者による利用料で賄う。
- ② 営利事業ではなく、優れて公益性の高い事業であることを前提に、利用料を関係者で「分担する」という考え方も取り入れる必要がある。
- ③ 支出（年間運営経費総計） $\div$ 収入（年間利用料収入総計）として利用料を設定し、かつ、現行システムからの移行時及び将来のシステム刷新等において利用者負担が激変しないよう、利用者負担額の設定方法を工夫する必要がある。

#### （2）円滑な移行への配慮

- ① 一定期間の激変緩和措置を設ける。
  - ② 普及に伴い、情報の相互利用の観点からも、コスト的にも本来のメリットを創出可能。
- 以上を踏まえ、平成 24 年度末まで、次の 3 つの施策を講じるとともに、利用料は変動させないこととした。
- 1) ほくと導入庁は、ほくと利用総額の 95% を上限
  - 2) ほくと未導入庁は台帳 S の利用料を半額
  - 3) 配信 S を無償提供

#### （3）利用料金額の算定方法

- ① 業務規模等による分担
  - ・ 機関区分（県、政令市、大臣指定、知事指定等）による「定額部分」、
  - ・ 確認件数等に応じた「従量部分」 以上を、各サブシステムの利用者を踏まえて設定
- ② 確認件数等計上基準
  - ・ 利用開始 2 年前の件数を基準として計上
  - ・ 100 件未満はカット、4000 件超もカット
- ③ 利用実態と利用料の関係
  - ・ 予算措置を考慮し、利用年度の利用料は一定
  - ・ 当該年度の確認件数等の実績は、将来の年度における利用料に反映される

#### （4）長期計画

- ・ 平成 24 年度に利用率 100%（全特庁・指定機関が利用）と想定し、年間運営経費総額と利用料収入が均衡するよう設定
- ・ 一方、運営経費は利用状況を見ながら縮減するよう努めていく
- ・ 利用者が 100% に達しない場合は、運営経費と利用料収入の総額により、適切に見直す必要を生じる。

## 2. 現在の運営状況と今後の見込み

### (1) 利用団体数

台帳システム：ほぼ想定どおりの利用率

システム名	区分	総 団体数	H24.1月現在利用中		H24年度末見込み	
			団体数	利用率	団体数	利用率
台帳システム	特庁計	443	177	40%	253	57%
	指定機関計	123	4	3%	8	7%
	合計	566	181	32%	261	46%

配信システム等：利用率 100%想定のところ、51%に見直しが必要

システム名	区分	総 団体数	H24.1月現在利用中		H24年度末見込み	
			団体数	利用率	団体数	利用率
配信システム、 建築士システム(照会)、 法令データベース	特庁計	443	210	47%	270	61%
	指定機関計	123	19	15%	20	16%
	合計	566	229	40%	290	51%

建築士システム（登録）：想定どおりの利用率

システム名	区分	総 団体数	H24.1月現在利用中		H24年度末見込み	
			団体数	利用率	団体数	利用率
建築士システム(登録)	都道府県	47	47	100%	47	100%
	登録機関計	72	72	100%	72	100%
	合計	119	119	100%	119	100%

道路システム：利用率 20%想定のところ、2%に見直しが必要

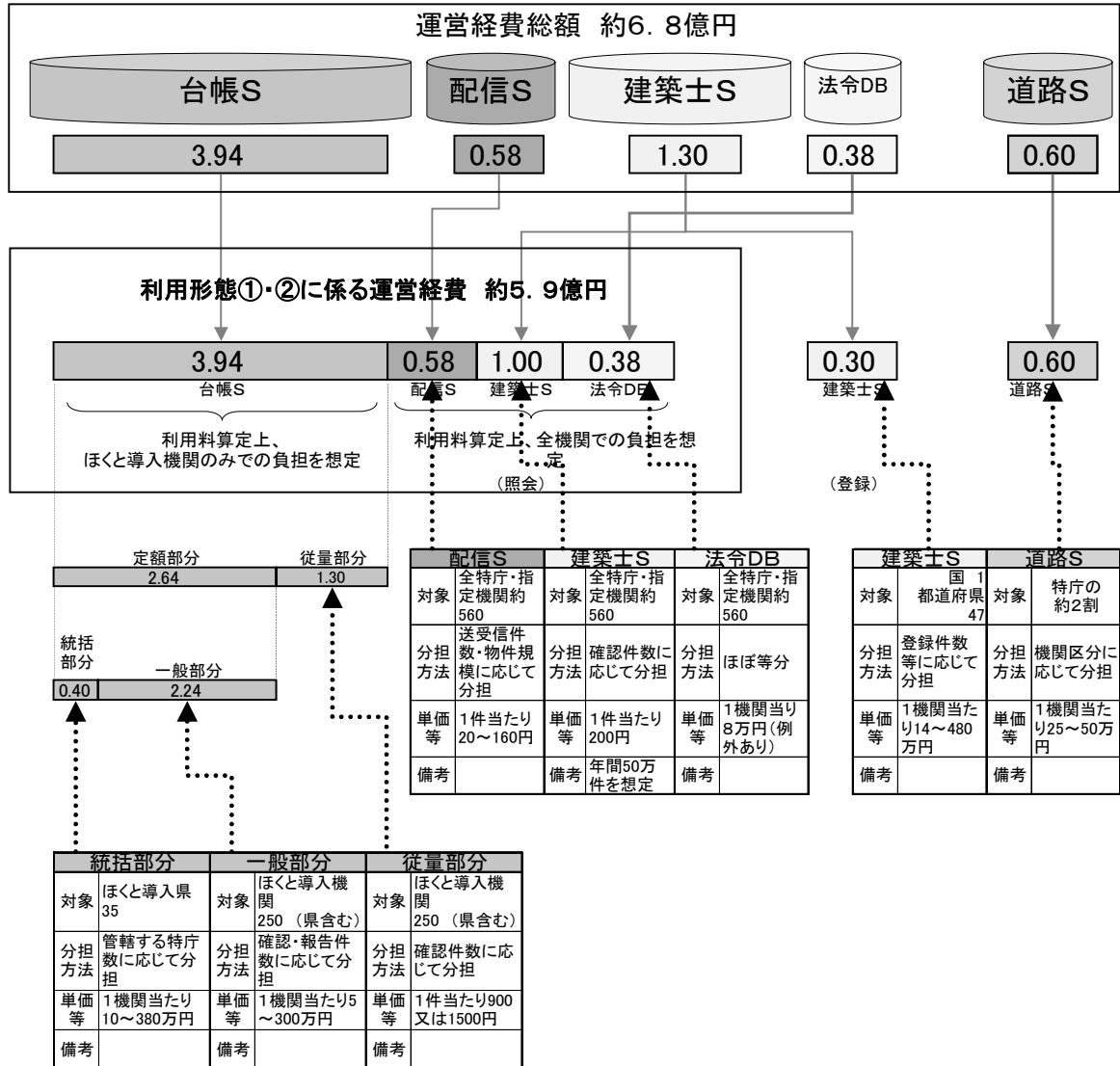
システム名	区分	総 団体数	H24.1月現在利用中		H24年度末見込み	
			団体数	利用率	団体数	利用率
道路システム(特庁のみ)	合計	443	9	2%	9	2%

### (2) 利用状況

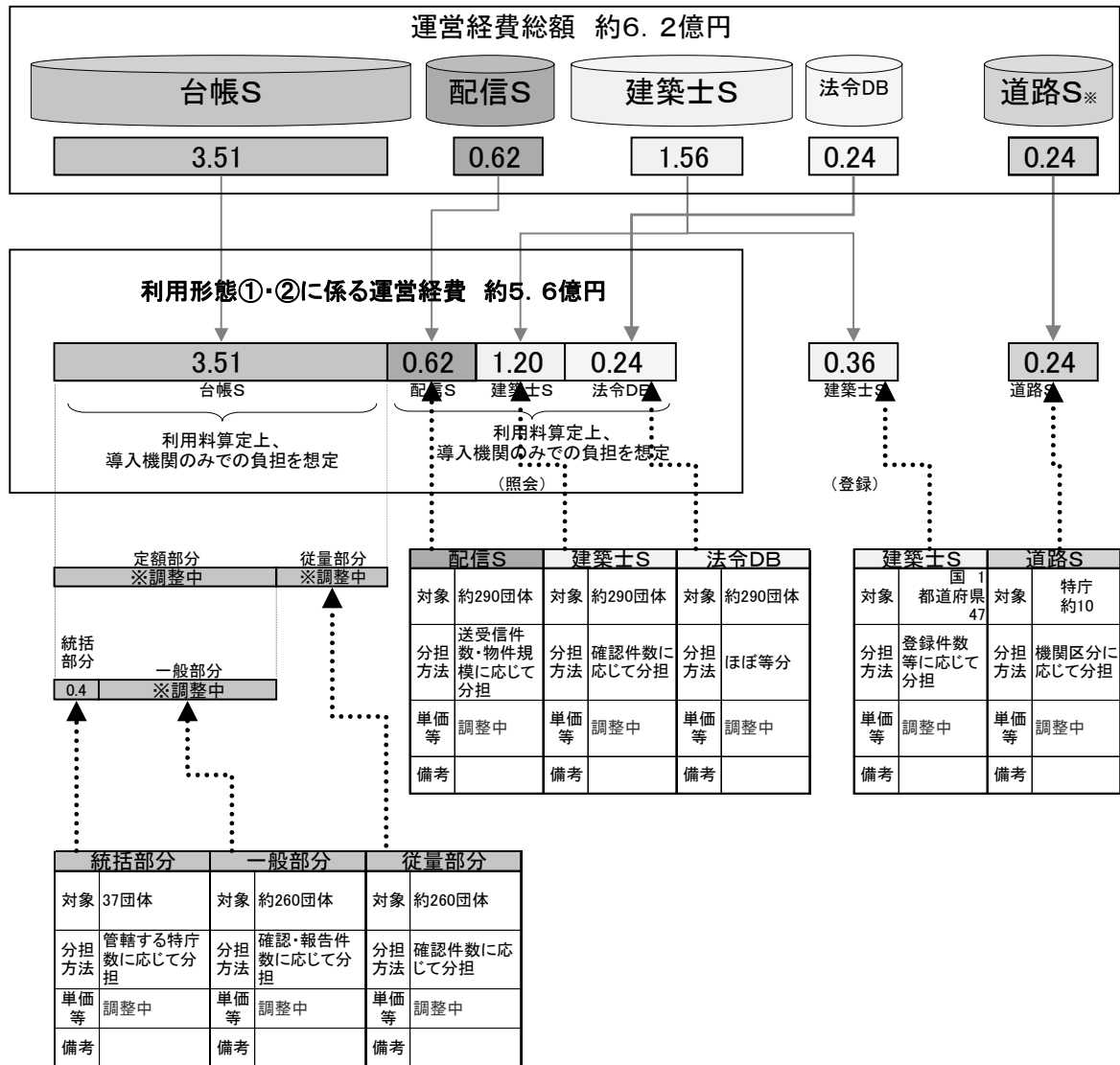
	登録件数 (H24.1月現在)	延べ利用者数 (1日当たり)	延べ更新回数 (1日当たり)
台帳システム	約 1,300 万件 確認検査（建築物）約 800 万件 確認検査（その他）約 400 万件 許可認定・定期報告等約 100 万件	約 2,000 人	約 50,000 回
配信システム	約 350 件	約 50 人	約 50 回
建築士システム (照会・登録合計)	建築士約 110 万件 事務所約 26 万件 (内、有効な事務所：約 11 万件)	約 700 人	約 20,000 回
法令データベース (建築基準法)		約 130 人	
(大臣認定)	約 23,000 件 (内、公開対象：約 12,000 件)	約 100 人	

### (3) 運営経費

①現在の利用料のベースとなっている運営経費と負担配分



②経費削減の実績、利用率等を踏まえた今後の運営経費と負担配分



※注  
道路Sは、当初(平成21年度)はデータセンター方式を想定し、共通基盤と接続した形式での運営経費を計上していたが、アプリケーションの提供に留まっているため、データセンター費用及び共通基盤関係費用を除外して再計算した。このため、従前の運営経費から大幅に減額となっている。

- ・総額で6.8億円から6.2億円の縮減。
- ・内訳として、台帳S及び法令DBの運営経費が減、配信S及び建築士Sの運営経費が増となっている。

(参考)

「②経費削減の実績、利用率等を踏まえた今後の運営経費」の積算内訳

費用種別	サブシステム名		台帳・帳簿 登録閲覧 システム	通知・報告 配信 システム	建築士・事務所 登録閲覧システム		建築 基準 法令DB	道路情報 登録閲覧 システム		費目別 小計	共通 基盤	費目別 合計 (共通基盤 含む)	費目別 税込合計
					登録	照会		庁内 サーバ	IDC				
①保守費用	S/W保守		19,315	5,246	2,579	8,590	2,403	3,867	42,000	3,739	45,739	48,026	
	システム 基盤	H/W (ベンダ)	3,080	4,100	339	1,131	530		9,180	4,680	13,860	14,553	
		M/W (ベンダ)	1,860	2,480	830	2,770	180		8,120	11,440	19,560	20,538	
		M/W (SE)	1,000	1,000	231	769	1,000		4,000	1,000	5,000	5,250	
②システム 修繕費用	S/W修繕		126,571	16,176	7,099	23,640	3,368	10,143	186,997	7,268	194,265	203,978	
	システム 基盤	H/W	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
		M/W (SE)	500	500	115	385	500		2,000	1,000	3,000	3,150	
③再構築費用			49,933	2,248	7,800	25,975	3,221	4,311	93,488	17,911	111,399	116,969	
④運営費用	IDC		5,294	7,058	1,497	4,973	2,353		21,174	20,586	41,760	43,848	
	通信基盤費		6,595	66	1,140	3,806	824		12,431	12,431	24,862	26,105	
	コールセンタ		5,729	57	992	3,305	716	0	10,800	10,800	21,600	22,680	
個別経費 (①+②+③+④)			219,876	38,932	22,622	75,345	15,095	18,321	390,190	90,856	481,046	505,098	
⑤共通基盤 按分			53,721	9,512	5,527	18,408	3,688		90,856				
⑥コンティンジェンシー (Σ①~⑤)×10%			27,360	4,844	2,815	9,375	1,878	1,832	48,105				
⑦諸経費(税抜総計×10%) =(Σ①~⑥)/9			33,440	5,921	3,440	11,459	2,296	2,239	58,794				
共通経費(⑤+⑥+⑦)			114,520	20,277	11,782	39,242	7,862	4,071	197,755				
各システム税抜合計 (個別経費+共通経費)			334,396	59,209	34,404	114,587	22,957	22,392	587,945				
各システム税込合計			351,116	62,169	36,124	120,316	24,105	23,511	617,342				
					156,440								

利用形態①・②に係る運営経費	351,116	62,169		120,316	24,105		557,707
	3.51億	0.62億		1.20億	0.24億		5.6億

「現在の利用率のベースとなっている運営経費」

各システム税込合計	394,435	57,762	29,998	99,864	37,921	29,146	31,318	680,444
			129,862			60,465		
利用形態①・②に係る運営経費	394,435	57,762		99,864	37,921			589,982
	3.94億	0.58億		1.00億	0.38億			5.9億

## 費用種別の説明 (S/W:ソフトウェア、H/W:ハードウェア、M/W:ミドルウェア)

### ①保守費用

#### S/W 保守：開発したソフトウェアの保守

- ・開発アプリのバグを起因とする障害時対応
- ・運用監視：各サブシステムおよび共通基盤が問題無く稼働しているか、ログ等必要に応じて監視し、障害発生時に各種保守担当者への連絡するなど、二次窓口となる運用担当者の工数。  
システム基盤としての監視システムの監視とログ収集およびチェック。(H/W単体のアラートは24時間体制のIDCがチェック)
- ・管理費：各サブシステムやベンダー間にまたがる調整などにかかる費用。

#### システム基盤部分の障害時対応

- ・H/W ベンダサポート  
障害発生時の部品調達・交換など。サービス種類によって対応が若干異なる。
- ・M/W ベンダサポート  
該当製品に対する年間サポート契約。
- ・M/W SE サポート  
該当製品に対する当システムの障害対応。  
(障害対応パッチ、またはサポート窓口からのアドバイスに従った作業での解決を対象とする。)

### ②システム修繕費用

システムの仕様変更や品質向上にかかる費用

#### S/W 修繕費

- ・法改正・機能修繕費用：開発したSoftWareの法改正に伴う仕様変更や障害予防などの品質改善に掛かる費用はこの明細に積まれる。
- ・管理費：財団の直接人件費。各サブシステム毎の新規データ入力やユーザー登録・変更などのデータメンテナンスに掛かる費用がここに積まれる。  
ICBA自身の人的リソースを使用する場合もあれば、外注業者への業務委託する場合もある。

#### システム基盤部分

- ・H/W：サイジング想定外の要因により、CPUやHDなどのシステムリソースが足りなくなった際にリソースを増強する。6年間は増強しない。
- ・M/W SE サポート  
OS、DBなどのセキュリティ、その他パッチの検証作業、および本番環境への適応作業。  
(①のM/WSEサポートとの違いは、①が既に発生した障害に対するパッチ当て。②は今後、発生する可能性の有る障害に対する予防的なパッチ当て。)

### ③再構築費用

- ・当システムの計画寿命後、再構築する際の費用。S/Wは12年目で、再構築を想定。H/Wは6年間で再構築を想定。また、M/WやOSの変更には開発アプリの再テストも必要となる。

### ④運営費用

システムを日々稼働させるために掛かる費用

- ・IDC：データセンター費用
- ・通信基盤費：通信基盤の費用
- ・コールセンタ：操作説明・サポート窓口人件費

### ⑤共通基盤

- ・共通基盤システムに係る経費をサブシステムごとに按分した費用。

### ⑥コンティンジェンシー

- ・問題が発生した際に、その対応策を実施するために引き当てられる費用  
現時点で不明確な内容に関して、各運用経費のカテゴリに直接積みにくい内容のリスク等に対応させる。

### ⑦諸経費

上記以外で運用保守経費に加えるべき、一般管理費。

### 3. 利用料改訂方針

利用料設定の基本的な考え方は維持しつつ、現状の利用率に鑑み、適切に見直す必要がある。すなわち、配信システム、建築士システム（照会）、法令データベースの利用率が平成 24 年度末で 51%と見込まれ、当初想定した利用率 100%を大きく割り込んでいることを踏まえて検討する。

#### (1) 改訂の考え方（素案）

- ・原則として各サブシステムの利用料単価は増額しない（運営経費に対する利用率の不足を単価増額でカバーすることはしない）
- ・普及促進のために講じた低減策を、その成果を踏まえて終了する
- ・必要に応じ、利用料改訂に伴う激変緩和措置を講ずる
- ・今後一層の普及策が必要であることから、改定後の利用料は平成 27 年度までの 3 年度を対象とし、その後は再度改訂を検討する。
- ・予算措置を考慮し、利用年度の利用料は 3 年間一定とする

#### (2) 改訂項目（素案）

No	現行	改訂
1	ほくと導入庁の移行促進 ・ほくと利用総額の 95%を上限とする	継続しない ほくとからの移行が収束することに伴い、早期の移行促進策は終了する（95%上限は撤廃）
2	ほくと未導入庁の移行促進 ・台帳 S の利用料を半額とする	継続しない ほくと未導入庁の台帳 S への移行是非検討は収束したものであると思われるため、早期の移行促進策は終了する（半額負担→全額負担）
3	配信 S を無償提供する	継続する 今後一層の普及促進策が必要であることから、無償提供を継続する
4	確認件数等計上の補正 ・100 件未満は計上対象外 ・4100 件超も計上対象外	継続しない 普及促進（特に確認件数 100 件未満の団体）に一定の効果があつたと認められるため、終了する。
5	法令 DB 利用料単価 ・原則 8 万円 ・4 条 2 項設置市を低減（5 万円） ・限定特定行政庁を低減（1 万円）	継続しない ※利用状況に応じた料金に見直す？
6	台帳システム従量単価 ・200 m <sup>2</sup> 未満：1 件 900 円 ・200 m <sup>2</sup> 超：1 件 1,500 円	平準化する 200 m <sup>2</sup> を基準とした件数分布は各利用者に大きな開きがなく、平準化により各利用者の負担総額に大きな影響はないと思われるため、一律 1,100 円とする。 (利用料算定方法が非常にシンプルとなる)

### 4. その他の措置（たたき台）

- ・「お試し」的な提供を再度講ずる（普及促進策）
- ・指定確認検査機関における IP-VPN 接続を見直す（利用料削減策）





**企画改善部会  
当面のスケジュール**

- 3月21日**      **第3回企画改善部会**  
検討結果報告書案のとりまとめ
- 4月上旬**      **検討結果報告書 総会・理事会提出案確定**  
必要に応じ検討結果報告書案を修正  
※修正が発生した場合は電子メールで部会員に送付します。
- 4月末**      **連絡協議会理事会**：検討結果報告書の承認  
**連絡協議会総会**：検討結果報告書説明・配付  
※総会の開催案内は4月初旬送付予定